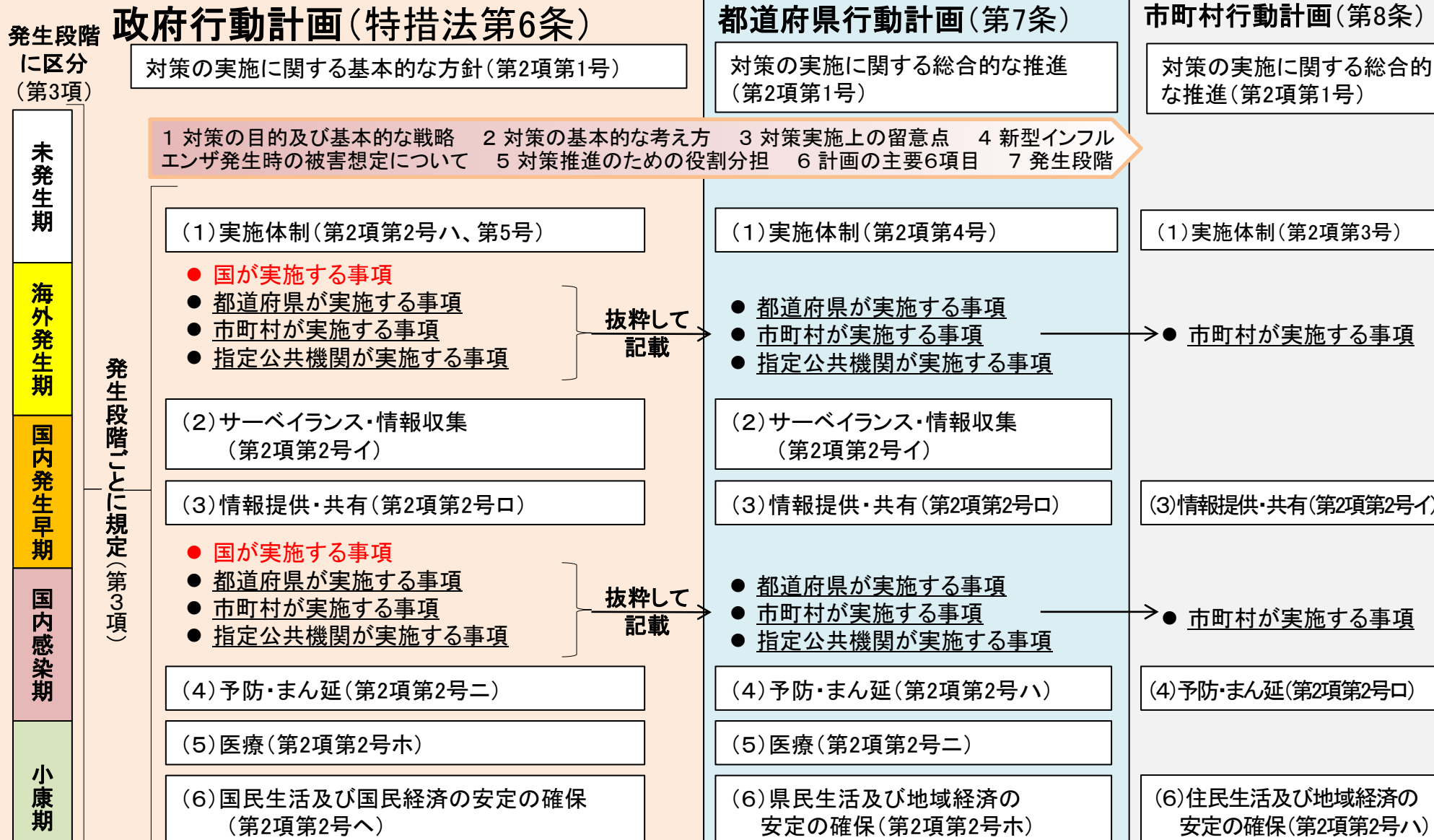


特措法に基づき地方公共団体が処理する事務は、第一号法定受託事務 → 国は、対策に係る事務の処理(行動計画の作成を含む。)の基準を定める



発生段階ごとに規定(第3項)

抜粋して記載

抜粋して記載

行動計画とマニュアルとの関係について



新型インフルエンザ等対策特別措置法

感染症法

青森県新型インフルエンザ等
対策本部条例

【対策の決定組織】
新型インフルエンザ等
対策本部

対策の
指示

【対策の実施機関】
厚生労働省をはじめとする
各省庁

新型インフルエンザ等
対策政府行動計画

対策内容

新型インフルエンザ等
対策青森県行動計画

【内容】

1. 基本的な方針
 2. 発生段階における対策
主要6項目に即した対策
- ①実施体制 ②サーベイランス ③情報提供 ④予防・まん延防止
⑤医療 ⑥県民生活及び地域経済の安定の確保

対策の
具体化

新型インフルエンザ等
対策ガイドライン

【内容】

- ①サーベイランス ②情報提供・共有 ③水際対策
- ④まん延防止 ⑤予防接種 ⑥医療体制
- ⑦抗インフルエンザウイルス薬 ⑧事業者・職場
- ⑨個人・家庭及び地域 ⑩埋火葬

対策内容

①(仮)医療提供マニュアル

【内容】

発生期ごとの保健所、医療機関、
市町村、県本庁の対応

②各対策部における対応マニュアル

対策の
指示

【対策の決定組織】
青森県新型インフル
エンザ等対策本部

【対策の実施機関】
健康福祉部をはじめとする
各部

対策の
実施